

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年1月14日

【四半期会計期間】 第52期第1四半期(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

【会社名】 株式会社島忠

【英訳名】 SHIMACHU CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山下 視 希 夫

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市西区三橋5丁目1555番地

【電話番号】 048 (623) 7711 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室室長 出 村 敏 文

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市西区三橋5丁目1555番地

【電話番号】 048 (623) 7711 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室室長 出 村 敏 文

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第51期 第1四半期 累計(会計)期間	第52期 第1四半期 累計(会計)期間	第51期
会計期間	自 平成21年 9月1日 至 平成21年 11月30日	自 平成22年 9月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成21年 9月1日 至 平成22年 8月31日
売上高 (百万円)	34,037	37,144	142,721
経常利益 (百万円)	2,171	3,371	11,592
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,242	1,757	6,297
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	16,533	16,533	16,533
発行済株式総数 (千株)	51,389	51,389	51,389
純資産額 (百万円)	159,520	164,802	163,704
総資産額 (百万円)	197,677	207,875	203,683
1株当たり純資産額 (円)	3,222.09	3,328.75	3,306.59
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	25.10	35.50	127.21
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	25.10	-	127.20
1株当たり配当額 (円)	-	-	35.00
自己資本比率 (%)	80.7	79.3	80.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,536	2,123	13,460
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,438	3,842	15,658
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	853	854	1,789
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	18,160	15,257	17,842
従業員数 (名)	1,297(2,485)	1,281(2,586)	1,314(2,589)

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益は関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4 第52期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に平均雇用人員数を記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(名)	1,281(2,586)
---------	--------------

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託社員・パートタイマー・アルバイト等)の当第1四半期会計期間の平均人員(1日当たり8時間換算)を(外書)で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期会計期間における仕入実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同四半期比(%)
家具・ホームファッション用品	6,387	-
ホームセンター用品	20,372	-
合 計	26,759	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
家具・ホームファッション用品	10,375	-
ホームセンター用品	26,769	-
合 計	37,144	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(注) セグメントごとの構成は次のとおりであります。

家具・ホームファッション用品	収納家具、リビング家具、ダイニング家具、ベッド、その他
ホームセンター用品	DIY用品、家庭用品、インテリア用品、レジャー用品

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)経営成績の分析

当第1四半期におけるわが国経済は、アジア経済の成長や政府による経済対策の効果に支えられ、一部の業種においては企業収益の改善がみられるものの、依然として雇用情勢は厳しい状態にあり、さらに円高とデフレの影響が懸念されるなど景気の先行き不透明感が払拭されない状況が続いております。

小売業界におきましては、個人消費は伸び悩み、業種業態を問わない企業間競争の激化がさらに継続しており、非常に厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと当社は、お客様に信頼される「商品」及び「サービス」の提供ができるよう「基本の徹底」と「変化への対応」を基本方針とした営業活動を継続してまいりました。

店舗の状況といたしましては、平成22年10月7日にホームズ仙川店(東京都調布市)を開店いたしました。

売上高につきましては、371億4千4百万円(前年同四半期比9.1%増)、売上総利益121億5千4百万円(前年同四半期比10.6%増)、売上総利益率32.7%(前年同四半期比0.4ポイント増)となりました。

また、販売費及び一般管理費は、新規出店の費用等もあり92億3千7百万円(前年同四半期比2.7%増)、対売上高比率は24.9%(前年同四半期比1.6ポイント減)となりました。

この結果、営業利益29億1千6百万円(前年同四半期比46.2%増)、経常利益33億7千1百万円(前年同四半期比55.2%増)、四半期純利益17億5千7百万円(前年同四半期比41.4%増)となり、増収増益となりました。

セグメントの業績のうち報告セグメントについては、次のとおりであります。

家具・ホームファッション用品は、売上高103億7千5百万円であり、全体の売上高に占める構成比は27.9%、売上総利益は45億8千3百万円となりました。

ホームセンター用品は、売上高267億6千9百万円であり、全体の売上高に占める構成比は72.1%、売上総利益は75億7千1百万円となりました。

(2)財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は、2,078億7千5百万円となり、前事業年度末に比べ41億9千1百万円増加となりました。これは主に受取手形及び売掛金が7億6千1百万円増加、商品及び製品が17億2千9百万円増加、有形固定資産が37億3百万円増加し、有価証券が19億7千8百万円減少したことによるものです。

負債の部は、430億7千2百万円となり、前事業年度末に比べ30億9千3百万円増加となりました。これは主に支払手形及び買掛金が22億6千5百万円増加、資産除去債務が14億7千万円増加し、未払法人税等が14億9千7百万円減少したことによるものです。

純資産の部は、1,648億2百万円となり、前事業年度末に比べ10億9千8百万円増加となりました。これは主に利益剰余金が8億9千1百万円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ25億8千4百万円減少し、152億5千7百万円となりました。当第1四半期会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税引前四半期純利益29億9千9百万円、仕入債務の増加額21億9千8百万円、法人税等の支払額29億3百万円などにより、営業活動の結果獲得した資金は21億2千3百万円(前年同四半期は15億3千6百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出40億2百万円、長期差入保証金の返還による収入7千2百万円などにより、投資活動の結果使用した資金は38億4千2百万円(前年同四半期は44億3千8百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

配当金の支払額8億4千万円などにより、財務活動の結果使用した資金は8億5千4百万円(前年同四半期は8億5千3百万円の支出)となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の完了

前事業年度末に計画中であったホームズ仙川店につきましては平成22年9月に完了し、同年10月7日に開店いたしました。

重要な設備の新設等の計画

当第1四半期において、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	178,781,799
計	178,781,799

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	51,389,104	51,389,104	東京証券取引所(市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株であります。
計	51,389,104	51,389,104		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成19年12月21日取締役会決議	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	220(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,426(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年12月22日～ 平成24年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,426 資本組入額 1,713
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合その他当社取締役会決議において正当な理由があると認められた場合はこのかぎりでない。新株予約権者が死亡した場合は、その死亡日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を承継する者(以下、「権利承継者」という。)が新株予約権を行使することができるものとする。 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当て契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合比率

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権にかかる付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式の分割の基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する（行使価額の調整についても同様とする。）。

2 新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、株式移転につき株式移転設立完全親会社設立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権行使価額算定方法で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

（注）4に準じて決定する

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

- 4 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会の別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権の新株予約権者が行使をする前に上記「新株予約権の行使の条件」の規定により権利を行使することができる条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

第2回新株予約権

平成21年3月5日取締役会決議	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	430(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年3月6日～平成26年3月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合その他当社取締役会決議において正当な理由があると認めた場合はこのかぎりでない。新株予約権者が死亡した場合は、その死亡日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を承継する者(以下、「権利承継者」という。)が新株予約権を行使することができるものとする。 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合比率

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権にかかる付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式の分割の基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する（行使価額の調整についても同様とする。）。

- 2 新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、株式移転につき株式移転設立完全親会社設立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される

新株予約権1個当たりの金額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権行使価額算定方法で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

（注）4に準じて決定する

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

- 4 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会の別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の新株予約権者が行使をする前に上記「新株予約権の行使の条件」の規定により権利を行使することができる条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年9月1日～ 平成22年11月30日		51,389		16,533		19,344

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注)1 平成21年9月24日付でフィデリティ投信株式会社及び共同保有者から大量保有報告書の変更報告書が提出(報告義務発生日 平成21年9月15日)されておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は下表のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する保有株式 数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラスタワー	2,021	3.93
エフエムアールエルエルシー(FMR L L C)	82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA	49	0.10

(注)2 平成22年8月20日付でブラックロック・ジャパン株式会社及び共同保有者から大量保有報告書の変更報告書が提出(報告義務発生日 平成22年8月13日)されておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は下表のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する保有株式 数の割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	382	0.74
ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー(BlackRock Advisers, LLC)	米国 デラウェア州 ウィルミントン ベルビューパークウェイ100	204	0.40
ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー(BlackRock (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 セニンガーバーク L - 2633 ルート・ドゥ・トレベ6D	261	0.51
ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド(BlackRock Advisers(UK)Limited)	英国 ロンドン市キングウイリアム・ストリート33	209	0.41
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisers)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400	111	0.22
ブラックロック・インターナショナル・リミテッド(BlackRock International Limited)	英国 スコットランド エジンバラ トーフィシェン・ストリート40	288	0.56
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ、エイ。(BlackRock Institutional Trust Company, N. A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400	147	0.29
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK)Limited)	英国 ロンドン市キングウイリアム・ストリート33	86	0.17

(注)3 平成22年8月30日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから大量保有報告書の変更報告書が提出(報告義務発生日 平成22年8月23日)されておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は下表のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する保有株式 数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,371	2.67
三菱UFJセキュリティーズインター ナショナル(Mitsubishi UFJ Securities International plc)	6 Broadgate, London EC2M 2AA, United Kingdom	183	0.36
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	111	0.22
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号	487	0.95

(注)4 平成22年9月3日付で野村證券株式会社及び共同保有者から大量保有報告書の変更報告書が提出(報告義務発生日 平成22年8月31日)されておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は下表のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する保有株式 数の割合(%)
野村アセットマネジメント株式会 社	東京都中央区日本橋1丁目12番1号	2,277	4.43

(注)5 平成22年11月8日付で伊藤見富法律事務所の弁護士中村さおり氏から大量保有報告書の変更報告書が提出(報告義務発生日 平成22年11月1日)されておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は下表のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する保有株式 数の割合(%)
シルチェスター・パートナーズ・ リミテッド(Silchester Partners Limited)	英国 ロンドン ダブリュー1ジェイ 6 ティーエル、ブルトン ストリート1、タ イム アンド ライフ ビル5階	-	-
シルチェスター・インターナシ ョナル・インベスターズ・エルエル ピー(Silchester International Investors LLP)	英国 ロンドン ダブリュー1ジェイ 6 ティーエル、ブルトン ストリート1、タ イム アンド ライフ ビル5階	4,542	8.84

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,886,500		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,420,300	494,203	同上
単元未満株式	普通株式 82,304		同上
発行済株式総数	51,389,104		
総株主の議決権		494,203	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式61株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社島忠	埼玉県さいたま市西区 三橋5-1555	1,886,500		1,886,500	3.67
計		1,886,500		1,886,500	3.67

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 9月	10月	11月
最高(円)	1,666	1,711	1,727
最低(円)	1,590	1,501	1,618

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期財務諸表については、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,539	8,211
受取手形及び売掛金	5,040	4,279
有価証券	17,277	19,256
商品及び製品	18,531	16,802
その他	5,991	5,878
貸倒引当金	6	5
流動資産合計	54,373	54,422
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	56,214	50,135
土地	65,260	65,265
その他(純額)	5,705	8,076
有形固定資産合計	127,180	123,477
無形固定資産	498	535
投資その他の資産		
その他	26,029	25,454
貸倒引当金	206	206
投資その他の資産合計	25,822	25,248
固定資産合計	153,502	149,261
資産合計	207,875	203,683
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,924	26,658
未払法人税等	1,289	2,786
引当金	212	426
その他	7,338	6,369
流動負債合計	37,764	36,240
固定負債		
引当金	1,434	1,380
資産除去債務	1,470	-
その他	2,403	2,357
固定負債合計	5,308	3,738
負債合計	43,072	39,978

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,533	16,533
資本剰余金	19,344	19,344
利益剰余金	137,670	136,779
自己株式	6,127	6,127
株主資本合計	167,421	166,530
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,639	2,845
評価・換算差額等合計	2,639	2,845
新株予約権	21	19
純資産合計	164,802	163,704
負債純資産合計	207,875	203,683

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
売上高	34,037	37,144
売上原価	23,043	24,989
売上総利益	10,994	12,154
販売費及び一般管理費	8,998	9,237
営業利益	1,995	2,916
営業外収益		
受取利息	41	22
受取配当金	11	14
受取賃貸料	852	965
その他	220	185
営業外収益合計	1,126	1,188
営業外費用		
支払利息	0	-
為替差損	231	11
賃貸費用	569	676
その他	148	45
営業外費用合計	949	733
経常利益	2,171	3,371
特別利益		
固定資産売却益	0	2
特別利益合計	0	2
特別損失		
固定資産除売却損	22	36
会員権評価損	26	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	333
その他	2	5
特別損失合計	51	374
税引前四半期純利益	2,119	2,999
法人税等	876	1,241
四半期純利益	1,242	1,757

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	2,119	2,999
減価償却費	932	1,137
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	333
貸倒引当金の増減額（は減少）	0	1
受取利息及び受取配当金	53	37
支払利息	0	-
為替差損益（は益）	231	11
売上債権の増減額（は増加）	748	761
たな卸資産の増減額（は増加）	2,164	1,729
仕入債務の増減額（は減少）	1,309	2,198
その他	1,582	835
小計	3,211	4,989
利息及び配当金の受取額	53	37
利息の支払額	0	-
法人税等の支払額	1,727	2,903
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,536	2,123
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,749	4,002
その他	310	160
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,438	3,842
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	839	840
その他	14	13
財務活動によるキャッシュ・フロー	853	854
現金及び現金同等物に係る換算差額	231	11
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,987	2,584
現金及び現金同等物の期首残高	22,148	17,842
現金及び現金同等物の四半期末残高	18,160	15,257

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第1四半期会計期間 (自平成22年9月1日至平成22年11月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益は11百万円、経常利益は16百万円、税引前四半期純利益は349百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,304百万円であります。

【簡便な会計処理】

項目	当第1四半期会計期間 (自平成22年9月1日至平成22年11月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 棚卸資産の評価方法	当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

項目	当第1四半期会計期間 (自平成22年9月1日至平成22年11月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年11月30日)		前事業年度末 (平成22年8月31日)	
減価償却累計額		減価償却累計額	
有形固定資産	26,007百万円	有形固定資産	24,733百万円
投資その他の資産	1,129百万円	投資その他の資産	1,335百万円

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。		販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与及び手当	2,527百万円	給与及び手当	2,506百万円
賞与引当金繰入額	200百万円	賞与引当金繰入額	212百万円
退職給付費用	181百万円	退職給付費用	167百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	
現金及び現金同等物の当第1四半期累計期間末残高と当第1四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年11月30日現在)		現金及び現金同等物の当第1四半期累計期間末残高と当第1四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在)	
現金及び預金	8,359百万円	現金及び預金	7,539百万円
マネー・マネージメント・ファンド (有価証券)	3,368百万円	マネー・マネージメント・ファンド (有価証券)	3,275百万円
コマーシャル・ペーパー(有価証券)	4,986百万円	コマーシャル・ペーパー(有価証券)	2,995百万円
預け金(流動資産その他)	1,446百万円	預け金(流動資産その他)	1,446百万円
現金及び現金同等物	18,160百万円	現金及び現金同等物	15,257百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年11月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	51,389,104

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	1,886,734

3 新株予約権の四半期会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期会計期間末残高(百万円)
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	9
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	11
合計	-	-	21

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月25日 定時株主総会	普通株式	866	17.50	平成22年8月31日	平成22年11月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社が存在しないため、記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

記載すべき事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、当第1四半期会計期間の期首と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、各店舗において主要な商品を「家具・ホームファッション用品」と「ホームセンター用品」に区分して商品の販売戦略を立案し、店舗運営を展開しております。

従って、当社は主要な商品区分として「家具・ホームファッション用品」と「ホームセンター用品」を報告セグメントとしております。その内容につきましては、次のとおりであります。

家具・ホームファッション用品	収納家具、リビング家具、ダイニング家具、ベッド、その他
ホームセンター用品	DIY用品、家庭用品、インテリア用品、レジャー用品

2 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

(単位：百万円)

	家具・ ホームファッション用品	ホームセンター用品	計
売上高			
外部顧客への売上高	10,375	26,769	37,144
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	10,375	26,769	37,144
セグメント利益	4,583	7,571	12,154

(注)セグメント利益は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年11月30日)		前事業年度末 (平成22年8月31日)	
1株当たり純資産額	3,328.75円	1株当たり純資産額	3,306.59円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成22年11月30日)	前事業年度末 (平成22年8月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	164,802	163,704
普通株式に係る純資産額(百万円)	164,781	163,685
差額の主な内訳(百万円) 新株予約権	21	19
普通株式の発行済株式数(千株)	51,389	51,389
普通株式の自己株式数(千株)	1,886	1,886
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	49,502	49,502

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	25.10円	1株当たり四半期純利益金額	35.50円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	25.10円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円

(注) 1 当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,242	1,757
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,242	1,757
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	49,503	49,502
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	7	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前事業年度末から重要な変動が ある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年1月13日

株式会社 島忠
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 厚 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森田 亨 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内田 和男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社島忠の平成21年9月1日から平成22年8月31日までの第51期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島忠の平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月14日

株式会社 島忠
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 厚 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 和 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社島忠の平成22年9月1日から平成23年8月31日までの第52期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島忠の平成22年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。